第七回国会　衆議院　大蔵委員会議録第三十二号

昭和二十五年三月十四日（火曜日）

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長　川野　芳滿君

理事大上　司君　理事北澤　直吉君

理事小山　長規君　理事前尾繁三郎君

理事川島　金次君　理事河田　賢治君

理事内藤　友明君

岡野　清豪君　奥村又十郎君

甲木　保君　鹿野　彦吉君

佐久間　徹君　田中　啓一君

塚田十一郎君　苫米地英俊君

中野　武雄君　三宅　則義君

田中織之進君　宮腰　喜助君

竹村奈良一君

出席政府委員

大蔵事務官（主計局長）　河野　一之君

大蔵事務官（主計局次長）　佐藤　一郎君

大蔵事務官（主計局法規課長）　舟山　正吉君

大蔵事務官（銀行局長）　湯地謹爾郎君

大蔵事務官（証券取引委員会事務局長）　三井　武夫君

大蔵事務官（証券取引委員会事務局次長）　松崎　健吉君

造幣庁長官　委員外の出席者

専門員　黒田　久太君

専門員　椎木　文也君

三月十一日

神山茂夫君が議長の指名で委員に補欠選任された。

三月十四日

委員中村寅太君辞任につき、その補欠として寺崎覺君が議長の指名で委員に選任された。

三月十一日

解散団体財産收入金特別会計法案（内閣提出第一〇〇号）

同月十三日

証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第四四号）（参議院送付）

同日

佐賀県に国民金融公庫支所設置の請願（永井英俊君紹介）（第一三九一号）

身体障害者に対する税法改正に関する請願（丹羽彪吉君紹介）（第一四二〇号）

土地台帳改訂に関する請願（青柳一郎君外一名紹介）（第一四二五号）

理容業者に対する所得税課税標準の適正統一化に関する請願（青柳一郎君紹介）（第一四二六号）

楽器類に対する物品税減免の請願（野原正勝君紹介）（第一四四六号）

清涼飲料及び嗜好飲料に対する物品税撤廃の請願（塚田十一郎君紹介）（第一四五三号）

たばこ民営反対に関する請願（千葉三郎君紹介）（第一四五七号）

同（橋本登美三郎君外七名紹介）（第一五二四号）

山中漆器に対する物品税軽減に関する請願（坂田英一君紹介）（第一四六〇号）

蓄音機及び同部分品に対する物品税軽減の請願（塚田十一郎君紹介）（第一四六一号）

熱海市所在元第三海軍燃料しよう転用促進に関する請願（佐藤榮作君紹介）（第一四六七号）

身辺用細貨類等に対する物品税課税方法改正に関する請願（若林義孝君外二名紹介）（第一五〇三号）

青色申告者の所得額算定に特典付与の請願（三宅則義君紹介）（第一五一六号）

揮発油税軽減に関する請願（井手光治君外二名紹介）（第一五二〇号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

造幣庁特別会計法案（内閣提出第六八号）

財政法の一部を改正する法律案（内閣提出第七三号）

輸出信用保険特別会計法案（内閣提出第九二号）

保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第九三号）

日本勧業銀行法等を廃止する法律案（内閣提出第九六号）

銀行等の債券発行等に関する法律案（内閣提出第九八号）

解散団体財産收入金特別会計法案（内閣提出第一〇〇号）

証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第四四号）（参議院送付）

○川野委員長　ただいまより会議を開きます。

去る八日、本委員会に付託されました輸出信用保険特別会計法案、並びに保険業法等の一部を改正する法律案、及び去る九日本委員会に付託になりました日本勧業銀行法等を廃止する法律案、並びに銀行等の債券発行等に関する法律案、及び去る十一日付託されました解散団体財産收入金特別会計法案の五法律案について、順次提案理由の説明を求めます。舟山政府委員。

輸出信用保険特別会計法案

輸出信用保険特別会計法

（設置）

第一條　輸出信用保険法（昭和二十五年法律第　号）による輸出信用保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二條　この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（資本）

第三條　この会計においては、第四條に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

（歳入及び歳出）

第四條　この会計においては、一般会計からの繰入金、保険料及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険金、事務取扱費、一時借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費その他の諸費をもつてその歳出とする。

2　前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の資本に充てるため繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

第五條　通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添付しなければならない。

一　前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（歳入歳出予算の区分）

第六條　この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第七條　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第五條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第八條　この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理

するものとする。

2　前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

（剰余金の繰入）

第九條　この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第十條　通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十一條　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

（余裕金の預入並びに一時借入金及び融通証券）

第十二條　この会計において支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

2　この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

3　前項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

4　第二項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

（起債、償還等の事務）

第十三條　前條第二項の規定による一時借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（国債整理基金特別会計への繰入）

第十四條　第十二條第二項の規定による一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（支出未済額の繰越）

第十五條　この会計において支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第十六條　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、輸出信用保険法施行の日から施行する。

保険業法等の一部を改正する法律案

保険業法等の一部を改正する法律

第一條　保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の一條を加える。

第一條ノ二　保険会社ハ前條第一項ノ免許ヲ受ケタル日ヨリ三年ヲ経過シ且最終ノ決算期ニ於テ利益金又ハ剰余金ヲ計上スルニ非ザレバ外国ニ於テ保険事業ヲ営ムコトヲ得ズ

第五條第一項但書中「信託ノ引受ヲ為ス業務ヲ」の下に「営ミ損害保険事業ヲ営ム会社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ損害保険事業ヲ営ム会社（外国保険事業者に関する法律第三條第一項ノ免許ヲ受ケタル外国損害保険事業者ヲ含ム）ノ為ニ其ノ損害保険事業ニ属スル取引ノ代理又ハ媒介ヲ為ス業務ヲ」を加える。

第十二條の次に次の一條を加える。

第十二條ノ二　保険会社ハ他ノ株式会社又ハ株式合資会社（外国法令ニ依リ設立セラレタル会社ヲ含ム）ノ株式総数ノ百分ノ十ヲ超エテ其ノ会社ノ株式ヲ所有シ又ハ貸付ノ担保トシテ之ヲ受入ルルコトヲ得ズ

私的独占ノ禁止及公正取引ノ確保ニ関スル法律第十一條第二項ノ規定ハ保険会社ニハ之ヲ適用セズ

第百三十八條中「保険事業ヲ営ミタル者」の下に「又ハ第一條ノ二ノ規定ニ違反シ外国ニ於テ保険事業ヲ営ミタル者」を加える。

第百四十四條の次に次の一條を加える。

第百四十四條ノ二　第十二條ノ二第一項ノ規定ニ違反シ株式ヲ所有シ又ハ貸付ノ担保トシテ之ヲ受入レタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

保険会社ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ保険会社ノ業務ニ関シ前項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スル外保険会社ニ対シ同項ノ罰金刑ヲ科ス

第二條　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「第一條第一項」の下に「又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）第三條第一項」を加え、「保険会社」の下に「及び外国保険事業者」を加える。

第十二條の意見の聴取及びその周知」に改め、同條第一項を次のように改める。

料率団体は、定款の定めるところにより、その算出しようとする保険料率又は算出した保険料率につき利害関係人の意見を聞くことができる方法及び算出した保険料率を利害関係人に周知させる方法を講じなければならない。

第三條　外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。

第三條の二　前條第一項の規定による免許を申請しようとする外国保険事業者は、その申請の日において、法人の場合にあつてはその設立の日から、個人の場合にあつてはその事業開始の日から、三年を経過し、且つ、最終の決算期において利益金又は剰余金を計上している者でなければならない。

第十九條中「第六條から第十條（常務役員の專業主義、生命保険と損害保険との兼業禁止、報告徴收及び検査、監督命令及び基礎書類の変更）」の下に「第十二條ノ二（保険会社の株式保有）」を加え、「の営む保険事業」を削る。

第六章中第三十四條の前に次の一條を加える。

第三十三條の二　第十九條において準用する保険業法第十二條ノ二第一項の規定に違反して株式を所有し、又は貸付の担保としてこれを受け入れた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十五條第一項中「前條」を

「前二條」に、「同條」を「各本條」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

日本勧業銀行法等を廃止する法律案

日本勧業銀行法等を廃止する法律左に掲げる法律は、廃止する。

日本勧業銀行法（明治二十九年法律第八十二号）

農工銀行法（明治三十二年法律第七十六号）

北海道拓殖銀行法（明治三十三年法律第七十三号）

沖縄県農工銀行補助に関する法律（明治四十四年法律第三十六号）

日本勧業銀行及び農工銀行の合併に関する法律（大正十年法律第八十号）

興業債券の発行限度の特例に関する法律（昭和二十四年法律第七十九号）

附　則

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　旧日本勧業銀行法に基き設立された日本勧業銀行、旧北海道拓殖銀行法に基き設立された北海道拓殖銀行及び旧日本興業銀行法に基き設立された日本興業銀行は、この法律施行後においては、それぞれ銀行法（昭和二年法律第二十一号）に基き営業の免許を受けた銀行とみなす。

3　日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後遅滞なく株主総会を招集し、この法律施行に伴い必要な定款の変更をしなければならない。

4　日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後前項の規定による定款の変更があるまでは、当該銀行の定款にかかわらず、銀行法第一條第一項に掲げる業務並びに担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保附社債に関する信託業及び銀行法第五條に規定する銀行業に附随する業務を営むことを目的とするものとみなす。

5　この法律施行前旧日本勧業銀行法第七條第一項又は第二項の規定により政府から命ぜられた日本勧業銀行の総裁、副総裁及び理事及び同條第三項の規定により選定された同行の監査役並びに旧日本興業銀行法第七條第一項又は第二項の規定により政府から命ぜられた日本興業銀行の総裁、副総裁及び理事及び同條第三項の規定により選任された同行の監査役であつて、この法律施行の際現にその職にあるものの任期は、第三項の株主総会終結の時に終了する。

6　前項に掲げる者の職務、権限、資格及び兼職の制限並びにこれらの事項に関する罰則の適用については、旧日本勧業銀行法及び旧日本興業銀行法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

7　この法律施行前日本勧業銀行が発行した勧業債券、貯蓄債券及び報国債券、北海道拓殖銀行が発行した北海道拓殖債券並びに日本興業銀行が発行した興業債券については、旧日本勧業銀行法、旧北海道拓殖銀行法及び旧日本興業銀行法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

8　この法律施行前日本勧業銀行又は北海道拓殖銀行がした貸付に関しては、旧日本勧業銀行法及び旧北海道拓殖銀行法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

9　旧日本勧業銀行法、旧北海道拓殖銀行法又は旧日本興業銀行法の規定により積み立てられた日本勧業銀行、北海道拓殖銀行又は日本興業銀行の準備金は、銀行法の規定により積み立てられた準備金とみなす。

10　この法律の施行に伴い私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）第十一條第一項（金融業を営む会社の株式の取得又は所有の制限）の規定に反して株式を所有することとなつた会社は、同項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年間は、その株式を所有することができる。

11　前項の会社は、この法律施行の日から三十日以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、私的独占禁止法第十一條第一項の規定に反して所有する株式について公正取引委員会に届け出なければならない。

12　第十項の会社は、私的独占禁止法第十一條第一項の規定に反して所有している株式を処分したときは、その都度、その処分の日から三十日以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

13　前二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出があつた場合においては、その行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五万円以下の罰金に処する。

14　法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人に対しても同項の罰金刑を課する。

15　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

16　他の法令中「勧業債券」、「興業債券」、「北海道拓殖債券」及び「興業債券」とあるのは、それぞれ「日本勧業銀行法の廃止前に発行された勧業債券」、「北海道拓殖銀行法の廃止前に発行された北海道拓殖債券」及び「日本興業銀行法の廃止前に発行された興業債券」と読み替えるものとする。

17　銀行等の債券発行等に関する法律（昭和二十五年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行並びに」を削る。

銀行等の債券発行等に関する法律案

銀行等の債券発行等に関する法律

（目的）

第一條　この法律は、銀行等に対し、債券の発行とあわせて米国対日援助見返資金の引受による優先株式の発行とをさせることにより、経済復興のため最も緊要とされる長期資金の円滑な供給を図ることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「銀行」とは、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行並びに銀行法（昭和二年法律第二十一号）に基き営業の免許を受けている銀行をいう。

2　この法律において「自己資本」とは、資本金及び準備金（準備金、積立金、基金その他名称の如何を問わず利益のうちから積み立てられたものであつて、且つ、株主勘定に属するものをいう。）をいう。

（債券の発行）

第三條　銀行は、自己資本の金額の二十倍に相当する金額から預金の総額とその発行している債券（通常「金融債」と称されるものをいう。）の総額との合計額を控除した残額に相当する金額を限り、債券を発行することができる。

2　前項の預金の総額は、銀行が同項の規定により債券を発行する月の前月末日以前一年間の毎日平均残高による。

3　第一項の債券の総額は、銀行が

同項の規定により債券を発行する月の前月末日の債券の発行現在高による。

4　日本勧業銀行法（明治二十九年法律第八十二号）第三十四條第一項、北海道拓殖銀行法（明治三十三年法律第七十号）第十二條及び第十二條ノ二並びに臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律（昭和二十三年法律第二十一号）第一項の規定は、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行が発行する債券の発行限度については適用しない。

（債券の借換発行の場合の特例）

第四條　銀行は、その発行した債券の借換のため一時前條第一項の規定によらないで債券を発行することができる。

2　前項の規定により債券を発行したときは、発行後一月以内に抽せんをもつてその発行券面額に相当する旧債券を償還しなければならない。

3　前條第一項の預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額が自己資本の金額の二十倍に相当する金額をこえている場合においては、銀行が借換のため発行する債券の償還期限は、借り換えられる債券の償還期限をこえることができない。

（債券発行の届出）

第五條　銀行は、第三條第一項又は前條第一項の規定により債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び條件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

2　商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十六條（社債発行についての特別決議）及び第二百九十八條（既存の社債に未拂込のある場合の社債発行の制限）の規定は、銀行が第三條第一項又は前條第一項の規定により債券を発行する場合については適用しない。

（預金者と債券の権利者との平等の取扱）

第六條　銀行は、その発行する債券に担保を附することができない。

2　銀行の清算又は破産の場合において、債務の弁済については、預金者と債券の権利者とは、平等に取り扱われなければならない。

（債券の発行方法、登記等）

第七條　銀行が債券を発行する場合において、応募総額が社債申込証に記載した債券の総額に達しないときでも債券を成立させる旨を社債申込証に記載したときは、その応募総額をもつて債券の総額とする。

2　銀行の発行する債券は、無記名とする。但し、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

3　銀行は、債券を発行する場合においては、売出の方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

4　前項の場合においては、社債申込証を作ることを要しない。

5　第三項の規定により発行する債券には、左の事項を記載しなければならない。

一　銀行の商号
二　各債券の券面金額
三　債券の利率
四　債券償還の方法及び期限
五　債券の番号

6　商法第三百五條第一項（社債の登記）の期間は、債券の売出期間満了の日から起算する。

7　銀行は、売出の方法により債券を発行しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。

一　売出期間
二　債券の総額
三　数回に分けて債券の拂込をさせるときは、その拂込の金額及び時期
四　債券発行の価額又はその最低価額
五　第五項第一号から第四号までに掲げる事項

8　銀行は、債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

9　銀行は、その発行した債券を償還する場合においては、その償還金額に割増金を附けることができる。この場合においては、その方法及び金額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならない。

10　銀行が発行する債券の登記については、その総額（総額を数回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下同じ。）を登記すれば足りる。

11　銀行が発行する債券については、変更の登記をすることを要しない。但し、その総額の償還があつたときはその登記をし、且つ、毎年三月末におけるその償還を終らない金額の合計金額を本店の所在地においては四週間以内、支店の所在地においては五週間以内に登記しなければならない。

12　第十項の登記の申請書には、左の各号に掲げる書類を添附すれば足りる。

一　債券の発行につき取締役の決議のあつたことを証する書面
二　債券の引受を証する書面又は売出期間内における売上総額を証する書面
三　社債申込証
四　各債券につき拂込のあつたことを証する書面

（債券の消滅時効）

第八條　銀行が発行する債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

（通貨及証券模造取締法の準用）

第九條　通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）は、銀行が発行する債券の模造について準用する。

（銀行の利益の積立及び配当）

第十條　銀行は、毎営業年度末において、預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額が自己資本の金額の二十倍に相当する金額をこえているときは、毎営業年度における利益から当該営業年度分として納付すべき法人税に相当する額を控除した残額のうち、資本金の額に当該営業年度の月数を乗じたものを十二分した額の百分の十に相当する金額と利益の百分の二十五に相当する金額とのいずれか低い方の金額に達するまでの金額を、準備金として積み立てなければならない。

2　前項の場合においてなお利益があるときは、銀行は、株式に対し配当をすることができる。

3　第三條第二項及び第三項の規定は、第一項の預金の総額及び債券の総額の計算について準用する。この場合において、「銀行が同項の規定により債券を発行する月」とあるのは「毎営業年度末」の読み替えるものとする。

（優先株式の発行）

第十一條　銀行は、この法律による債券の発行に資するため、国が米国対日援助見返資金（以下「援助資金」という。）をもつて引き受ける場合に限り、この法律の定めるところにより、優先株式を発行することができる。

2　前項の優先株式は、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有し、且つ、議決権のない株式であつて銀行が利益又は資本の増加によつて得た資金をもつて消却することができるものでなければならない。

3　商法第二百四十二條第二項（無議決権株式の株金総額の制限）の規定は、第一項の優先株式（以下「優先株式」という。）の発行については適用しない。

4　優先株式を発行する銀行は、他の法令の規定にかかわらず、この法律により優先株式を発行する旨及び優先株式の数を定款に記載しなければならない。

5　銀行は、第一項の規定により優

先株式を発行しようとするときは、優先株式の消却及び優先株式に対する配当に関する事項を記載した優先株式消却計画書を主務大臣に提出しなければならない。
6　銀行は、前項の優先株式消却計画書に記載した金額の優先株式の消却をしなければならない。この場合において、その金額は、毎営業年度につき、利益の百分の十に相当する金額を下ることができないものとする。
7　銀行が優先株式消却計画書に記載した事項を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
（優先株式の引受）
第十二條　国は、援助資金をもつて優先株式を引き受けることができる。
2　前項の場合を除いては、何人も優先株式を引き受け、又は譲り受けることができない。
3　法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第一條（政府の所有する株式又は出資の取扱）の規定は、国の所有する優先株式については適用しない。
（優先株式の消却及び優先株式に対する配当）
第十三條　優先株式を発行している銀行は、毎営業年度における利益のうちから、左の各号に定めるところにより優先株式の消却及び優先株式に対する配当をしなければならない。
一　利益から当該営業年度分として納付すべき法人税に相当する額を控除した残額のうち、優先株式消却計画書に定める金額の優先株式の消却への充当
二　前号の金額を控除してなお利益があるときは、優先株式に対して優先株式消却計画書に定める割合（以下「優先配当割合」という。）に達するまでの金額の配当への充当
2　優先株式を発行している銀行は、前項各号の金額を控除してなお利益があるときは、これを優先株式以外の株式（以下「普通株式」という。）に対する配当及び優先株式の消却に充てることができる。
3　優先株式の消却は、額面金額により行う。
4　銀行は、利益をもつて優先株式を消却した場合においては、消却した優先株式の額面金額に相当する金額を準備金として積み立て、且つ、同額の資本を減少しなければならない。
5　銀行は、優先株式を資本の増加によつて得た資金をもつて消却し、資本を減少することができる。この場合においては、あらかじめ主務大臣の認可を受けなければならない。
6　商法第三百七十六條から第三百八十條まで（資本減少）の規定は、前二項の場合については適用しない。
7　第一項第二号の場合において、優先株式に対する配当金額が優先配当割合によつて計算した金額に達しなかつたときは、当該銀行は、その不足額に相当する金額を、政令で定めるところにより、優先株式の総数の消却を終つた営業年度以後の各営業年度における利益のうちから、優先株式の株主であつた者に対して支拂わなければならない。
8　銀行が前項の不足額の全部を支拂う前に解散した場合において残余財産があるときは、また支拂われない不足額は、残余財産の分配に先き立つて支拂わなければならない。
9　優先株式の株主に対する残余財産の分配については、普通株式に優先してその額面金額を支拂うものとする。
第十四條　優先株式を発行している銀行は、毎営業年度末において預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額が自己資本の金額の二十倍に相当する金額をこえているときは、前條第一項及び第二項の規定にかかわらず、毎営業年度における利益のうちから、左の各号に定めるところにより、優先株式の消却及び優先株式に対する配当をしなければならない。
一　利益から当該営業年度分として納付すべき法人税に相当する額を控除した残額のうち、優先株式消却計画書に定める金額に達するまでの金額の優先株式の消却への充当。この場合において、銀行は、資本金の額に当該営業年度の月数を乗じたものを十二分した額の百分の十に相当する金額と利益の百分の二十五に相当する金額とのいずれか低い方の金額を下らない金額を準備金として積み立てなければならないものとし、当該優先株式の消却への充当金額に相当する金額で準備金として積み立てられる金額は、この積立金額に含まれるものとする。
二　前号の消却への充当金額と積立金額とのいずれか多い方の金額を控除してなお利益があるときは、優先株式に対して優先配当割合に達するまでの金額の配当への充当
2　前條第二項の規定は、前項各号の金額を控除してなお利益がある場合について準用する。
3　第三條第二項及び第三項の規定は、第一項の預金の総額及び債券の総額の計算について準用する。この場合において「銀行が同項の規定により債券を発行する月」とあるのは「毎営業年度末」と読み替えるものとする。
4　前條第七項及び第八項の規定は、第一項第二号の場合において優先株式に対する配当金額が優先配当割合によつて計算した金額に達しなかつた場合について準用する。
（他の法律による準備金の積立の免除等）
第十五條　銀行が、第十條第一項、第十三條第四項又は前條第一項第一号後段の規定により準備金を積み立てたときは、その営業年度においては、他の法律により利益処分として積み立てるべき準備金の積立は、することを要しない。但し、その額が他の法律により利益処分として積み立てるべき準備金の額に達しない場合におけるその不足額については、この限りでない。
2　第十條第一項、第十三條第四項又は前條第一項第一号後段の規定により積み立てられた準備金は、他の準備金をもつて資本の欠損のてん補に充ててもなお不足する場合に、その不足額に相当する額を資本の欠損のてん補に充てる場合の外、使用することができない。
3　第十條の規定は、優株株式を発行している銀行には適用しない。
（農林中央金庫及び商工組合中央金庫についての準用）
第十六條　農林中央金庫及び商工組合中央金庫は、自己資本（この場合において、第二條第二項中「株主勘定」とあるのは「出資者勘定」と読み替えるものとする。）の金額の二十倍に相当する金額から預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額を控除した残額に相当する金額を限り、債券を発行することができる。
2　前項の場合において、農林中央金庫及び商工組合中央金庫が発行する債券の発行限度については、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十七條第一項、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十一條及び臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律第三項の規定は、適用しない。
3　第三條第二項及び第三項、第四條、第五條第一項、第六條、第七條（第六項、第十項及び第十二項を除く。）、第八條及び第九條の規定

は、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券について、第十條の規定は、農林中央金庫及び商工組合中央金庫について、第七條第十項及び第十二項の規定は、商工組合中央金庫の発行する債券についてそれぞれ準用する。この場合において、第十條中「利益」とあるのは「剰余金」と、「株式」とあるのは「出資」と読み替えるものとする。

第十七條　農林中央金庫及び商工組合中央金庫は、この法律による債券の発行に資するため、国が援助資金をもつて引き受ける場合に限り、優先出資をさせることができる。

2　第十一條第三項、第四項から第七項まで、第十二條、第十三條第一項から第五項まで及び第七項から第九項まで、第十四條並びに第十五條の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「株式」とあるのは「出資」と、「優先株式」とあるのは「優先出資」と、「普通株式」とあるのは「普通出資」と、「利益」とあるのは「剰余金」と読み替えるものとする。

3　前二項の場合において、農林中央金庫及び商工組合中央金庫は、農林中央金庫法及び商工組合中央金庫法の規定にかかわらず、この法律に定めるところにより、出資の消却又は出資の減少をすることができる。この場合において農林中央金庫については、農林中央金庫法第七條において準用する産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）第四十條及び第四十一條（出資の減少の手続）の規定は、適用しない。

（他の法律との関係）

第十八條　この法律の規定が、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫が発行する債券についての日本勧業銀行法、北海道拓殖銀行法、日本興業銀行法、農林中央金庫法及び商工組合中央金庫法並びにこれらの法律に基く命令の規定と矛盾し、又はてい触する場合においては、この法律の規定が優先する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際現に債券を発行している銀行の債券の発行に関しては、昭和二十五年三月三十一日までは、なお従前の例による。

解散団体財産收入金特別会計法案

解散団体財産收入金特別会計法

（設置）

第一條　解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令（昭和二十三年政令第二百三十八号。以下「令」という。）第三條の規定により国庫に帰属した財産に関する收入金を経理するため、特別会計を設置する。

（管理）

第二條　この会計は、法務総裁が、法令の定めるところに従い、管理する。

（解散団体の財産の所属）

第三條　令第三條の規定により国庫に帰属した財産及び令第十四條に規定する承認債務（以下「承認債務」という。）は、この会計の所属とする。

（歳入及び歳出）

第四條　この会計においては、令第三條の規定により国庫に帰属した現金（預金及び貯金を含む。以下同じ。）、国庫に帰属した現金以外の財産の管理処分等に因る收入金及び附属雑收入をもつてその歳入とし、承認債務の償還金、一般会計への繰入金及び政令で定める経費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

第五條　法務総裁は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第六條　この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第七條　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

（一般会計への繰入）

第八條　この会計においては、毎会計年度、歳入の收納済額から歳出の支出済額及び第九條第一項の規定による歳出金の繰越額を控除した残額は、当該年度の一般会計に繰り入れるものとする。

（支出未済額の繰越）

第九條　この会計においては、毎会計年度の承認債務の償還金に係る歳出予算の支出残額のうち承認債務と決定し当該年度の出納の完結までに償還されなかつた債務の額に相当する金額及び支拂義務の生じた第四條に規定する政令で定める経費で当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算の金額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　法務総裁は、前項の規定により繰越をしたときは、その歳出科目、金額及び事由を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第十條　法務総裁は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十一條　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前條に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

（実施規定）

第十二條　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行し、昭和二十五年度の予算から適用する。

2　昭和二十五年度に限り、第八條の規定による繰入額が歳出予算額を超過するときは、その超過額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

3　外国貿易特別円資金特別会計法（昭和二十三年法律第二百十三号）は、廃止する。

4　外国貿易特別円資金特別会計の昭和二十四年度の歳入歳出の決算については、なお従前の例による。

5　この法律施行の際外国貿易特別円資金特別会計の外国貿易特別円資金に属する現金及び同会計に属する権利義務は、この会計に帰属せしめる。

6　外国貿易特別円資金特別会計の昭和二十四年度予算における解散団体の債務の償還金に係る歳出予算でこの法律施行前支出済とならなかつたものは、この会計に繰り越して使用するものとする。

7　前項の規定による繰越については、第九條第二項及び第三項の規定を準用する。

8　令第三條の規定により国庫に帰属した現金以外の財産でこの法律施行の際法務総裁の管理する一般会計所属のもの（令第七條第二項

及び令第十一條第一項の規定により取得したものを除く。）は、無償でこの会計の所属に移すものとする。

9　自作農創設特別措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「外国貿易特別円資金特別会計」を「解散団体財産収入金特会計」に改める。

○舟山政府委員　ただいま議題となりました輸出信用保険特別会計法案外四法律案の提案の理由につき御説明申し上げます。

まず輸出信用保険特別会計法案につきまして御説明申し上げます。今回政府におきましては輸出貿易の振興をはかる目的をもちまして、輸出信用保険法案を別途提出いたしまして、御審議を願っているのでありますが、この輸出信用保険制度を実施いたすことになりました場合には、その経理の状況を明確にいたしますため、一般会計と区分して輸出信用保険特別会計を設けまして、これを経理するのが適当と存ぜられますので、この法律案を提出した次第であります。

次にその内容の概略を御説明申し上げますと、この会計におきましては、その資本に充てるための一般会計からの繰入れる繰入金、国庫に納付される保険料及び附属雑収入をもってその歳入とし、保険金、事務取扱費その他の諸費をもってその歳出といたしまして、政府の行う輸出信用保険に関する経理の全体を明らかにし、またこの会計の運営上、その損益計算の結果生ずる利益または損失は、翌年度に繰越して整理することといたしますのが適当と存ぜられますので、これに関する規定を設けますとともに、この会計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続規定等、特別会計に必要な措置を規定いたそうとするものであります。

次に保険業法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びに要旨を御説明いたします。

第一は、保険会社の株式所有につき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外を認めるために、保険業法及び外国保険事業者に関する法律の一部を改正しようとする点であります。

現行の独占禁止法によれば、金融機関は、国内の他の会社の株式総数の百分の五を越えて、その会社の株式を所有することを禁止されているのでありますが、保険会社については、従来特に投資機関としての特質から、その制限の緩和が問題にされておりました。一方保険会社の資産の危険分散をはかり、その健全性を保障するため、同一会社の株式を所有し、または貸付の担保としてその会社の株式を受入れることについては、その会社の株式総数に対して一定割合を越えないよう制限する必要がありますので、従前においてはその割合は百分の二十ということになっておったのであります。今回これら両面の要請を調整して、保険会社については、他の会社の株式総数の百分の十までは株式を所有し、または貸付の担保として株式を受入れることを認めようとするものであります。

第二は、外国損害保険会社の進出に伴い、保険業法、損害保険料率算出団体に関する法律及び外国保険事業者に関する法律の一部を改正しようとする点であります。現在損害保険事業については、特にその国際的性格のゆえに、外国損害保険会社の日本への進出が予想されているのでありますが、設立後日が浅く、資産も十分でない外国会社の進出は、日本における保険契約者その他の一般債権者の利益保護上、万全を欠く点があると考えられ、一方同様の條件にある日本会社が外国に進出することも、外国において同様の事態を惹起するおそれがあるのでありますので、今回設立後三年未満で、かつ最終の事業年度において利益を計上していない会社は、外国会社については日本市場への進出を、日本会社については外国における営業を禁止しようとするものであります。

次に、日本において営業を行おうとする外国損害保険会社のうちには、日本の損害保険会社に、代理店としてその業務の委託を希望するものがあるのでありますが、現行の保険業法によれば、保険会社は、原則としてその本来の保険事業のほかに、この種業務の兼業を行うことができないことになっておりますので、現行法を改正し、大蔵大臣の認可を條件にその道を開こうとするものであります。次に、現行損害保険料率算出団体に関する法律によれば、外国会社は、同法に基く損害保険料率算定会の会員資格がありませんので、日本保険会社と公平の條件によって、その会員資格を認めようとするものであります。

第三は、損害保険料率の合理性を保障するために、損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正しようとする点であります。現行損害保険料率算出団体に関する法律によれば、損害保険料率算定会は、その算出した保険料率につき、利害関係人の意見を聞くため、公聴会を開かなければならないこととなっているのでありますが、今回さらに保険料率の公正な算出を保障するため、公開性を強化し、その算出しようとする保険料率についても、公聴会の開催を規定しようとするものであります。最後に、右に述べた改正諸規定の違反に対し、所要の罰則を規定しようとしております。

次に日本勧業銀行法等を廃止する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容の概要を御説明申し上げます。

従来わが国においていわゆる特別銀行と称せられたものには、日本銀行のほか、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行及び終戦後閉鎖機関として指定されたものとして横浜正金銀行外三銀行があったのでありますが、これらのうち日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行については、その基礎法規である三つの特別銀行法の改廃が、かねてから問題となっておったのであります。特に一昨年の金融機関の再建整備において、これら三銀行は、債券発行機関か、預金銀行かの岐路に立つこととなって、日本興業銀行は前者の、日本勧業銀行及び北海道拓殖銀行は後者の道を選んだ結果、これらの三銀行は、その業務内容において必ずしもその基礎法規と一致しなくなって、適当な時期における法的措置が当然に、必要とされておったのでありますし、他方役員の政府任命、監理官制度等政府との特別の関係も、かねてからこれを廃止することが適当であると考えられておったのであります。ただこの問題は、金融制度全般とも関連がありますので、慎重に考究していたのでありますが、今般銀行等の債券発行等に関する法律案によって、銀行一般に金融債の発行が認められることとなりますので、この際本廃止法案を提案することとした次第であります。

以下この法律案につきまして内容のおもな点を御説明申し上げます。本法案は、本年四月一日をもって日本勧業銀行法、北海道拓殖銀行法及び日本興業銀行法を廃止することを主たる目的としておるのでありますが、これに関連いたしまして、旧農工銀行関係の四法律及び興業債券の発行限度の特例に関する法律をも、あわせて廃止するものといたしております。その他の規定は、これらの法律の廃止に伴い、必要な経過措置を定めることが主眼となっているのでありまして、これを要するに三特別銀行の普通銀行化に伴う処置であります。

その内容といたしましては、まず第一に従来各特別銀行法に基いて設立された日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後においては、銀行法に基いて営業の免許を受けたいわゆる普通銀行とみなすものとしているのでありまして、さらにこれらの三銀行は、この法律施行後遅滞なく株主総会を招集し、必要な定款の変更を行うべきものとされております。また従来政府任命であった日本勧業銀行及び日本興業銀行の正副総裁及び理事等は、この株主総会終結のときにその任期を終了することになっております。

第二に、従来これら三銀行が発行した債券及び日本勧業銀行または北海道拓殖銀行がなした特殊の貸付に関しては、なお旧法によるものとしております。

第三に、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律の規定によりますれば、銀行は、競争関係にある同種の金融業を営む他の会社の株式を所有することが禁止されているのでありますが、この法律が施行されますと、現在他の銀行がこれら三特別銀行の株式を所有していること、及びこれら三特別銀行が他の銀行の株式を所有していることが、この規定に違反する結果となりますので、一年間を限り、これら株式の所有を認めることによりまして、制度の円滑な切りかえを期しているのであります。

その他別途御審議を願っております銀行等の債券発行等に関する法律案が、本法案に先だつて施行される予定でありますが、右法案は三特別銀行及びその基礎法を前提としておりますので、これに必要な字句の修正を加える等の若干の規定を設けることといたしております。

次に、銀行等の債券発行等に関する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

終戦以来金融の面におきまして、経済の安定復興のため幾多の施策が実施に移されて来たのでありますが、特に復興のため不可欠な長期資金の供給につきましては、その円滑化に格段の努力が拂われたのであります。復興金融金庫の設立による設備資金等の融資もその一つでありますが、昨年初頭における実質的均衡財政の樹立に伴う同金庫の積極的な機能の停止後におきましても、政府といたしましては長期資金の供給のため、引続き米国対日援助見返資金の活用、株式社債による直接投資の活発化、証券市場の育成、国債及び復金債の償還により銀行に生ずる資金の長期設備資金への転用、興業債券の発行限度の拡張による日本興業銀行の活用等、種々の方策を実行して参つたのでありまして、他方わが国経済の実情に即し、住宅金融その他不動産金融、中小企業金融、農林水産金融の面におきましても、できる限りの努力を傾注しておる次第であります。

ただ以上の諸方策のみをもつてしては、莫大なる長期資金の需要をまかなうのに、必ずしも十分であるとは認めがたいのでありまして、つとに銀行等による長期資金調達の手段としての債券の発行について、検討を進めつつあつたのでありますが、今般ここに成案を得、法律案として御審議を願う運びと相なつたのであります。すなわちこの法律案は、銀行並びに農林及び商工組合の両中央金庫に対し、債券の発行についての特例を定め、もつて刻下喫緊の急務である長期金融難の打開に積極的、根本的な施策をとろうとするものであります。

以下この法律案につきまして内容の基本となる点を申し上げます。本法案において対象としている金融機関は、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫並びに銀行法に基いて営業の免許を受けている銀行でありまして、これらの金融機関に対して本法律案が規定しておりますおもなる点は、大体三つとなつております。その第一は、銀行等による金融債の発行、第二は、この債券の発行に資するための米国対日援助見返資金による銀行等の優先株式の引受け、第三は、銀行等の自己資本の充実であります。いずれもが金融政策上あるいは金融制度上、まさに画期的な内容を持つものと考えられるのであります。

まず金融債の発行につきましては、銀行等は、自己資本の金額の二十倍相当額から、預金と債券との合計額を控除した残額の債券を発行することができるものとし、これに関連して、商法の特例その他金融債の発行につき必要な規定を設けることといたしたのであります。御承知のように、現に積極的に債券を発行している金融機関は日本興業銀行一行であり、他に従来債券発行の権能を認められていたものとしては、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫があるのでありますが、本案におきましては、ひとりこれらの銀行等についてのみならず、銀行一般に対しても同一の基準をもつて債券発行の権能を與えることとしているのであります。これにより債券発行量の飛躍的増大を期し得るほか、すべての銀行が預金業務と債券業務とを併営することができるという、銀行業務の建前における質的変化を見ることとなつたのであります。従つて今後におきましては、金融機関による長期資金の供給が格段に円滑となることが期待されるのみならず、銀行または金庫は、それ〴〵の特色に応じそれ〴〵の分野において、活発なる融資活動を期待し得ることとなる次第でありまして、産業界の要請にこたえ、金融の順便、積極化に寄與するところ多大なるものがあると存ぜられるのであります。

第二に、この金融債の発行に資するため、銀行等は、米国対日援助見返資金をもつて引受けられる場合に限り、この法律による特殊の優先株式または優先出資を発行することもできるものといたしておるのであります。すなわち銀行等が株式市場の状況等によつて、自力で資本を十分に調達できない現状にあるのにかんがみ、援助資金を活用し、これに銀行等の優先株式または優先出資を引受けさせるという新たな運用の形態を認めることによりまして、銀行等の資本調達を可能ならしめ、もつてその債券発行余力の増加と、経営の健全化をはかつているのであります。この優先株式は、利益の配当または残余財産の分配について、普通株式に対し優先的内容を有するほか、利益または一般の増資によつて得た資金をもつて償却することのできる、いわゆる償還株式である点において、現行商法の特例をなすものでありまして、現在審議の進められております商法改正案の施行に先だち、新たな制度としてこれを銀行制度のうちに取入れようとするものであります。

最後に、以上申し上げましたところにも関連して、銀行等の自己資本の充実のため必要な規定を設けることといたしたのであります。銀行が預金者その債権者保護のために、適当額の自己資本を有すべきであることは言うまでもないことでありますが、本法案におきましては、銀行等は、自己資本の金額が預金と債券との合計額の百分の五相当額に達していないときには、銀行法等による通常の積立てよりも多くの法定準備金の積立てをなすことによつて、自己資本の充実をはかるべきものとしたのであります。同時に普通株式に対する配当については、別段の法律的制約を加えないこととし、多年の懸案であつた銀行の配当復活の実現、ひいては増資による銀行等の資本の充実を容易ならしめることが期せられることとなつたのであります。

以上銀行等の債券発行等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を申し上げたのでありますが、本法律案の施行による金融債の発行可能額は、昭和二十五年度中におきまして、おおむね五百二十億円に上るものと予想されるのでありまして、これが長期資金の供給を飛躍的に増加させ、また企業の設備資金の融通、不動産金融、中小企業金融、農林水産金融等それ〴〵の面において必要な長期金融に大きな寄與をなすことによつて、経済復興のため多大の貢献をすることになろうと存ずるのであります。さらにこれに関連し、多年の懸案でありました預金部資金による金融債の引受けも考えられるに至つたのでありまして、金融政策の面における最近の最も大きな効果的施策の一つとなると考えられるのであります。

なお本法案に基く援助資金の優先株式の引受け、これによる金融債の発行については、長期金融の現状にもかんがみ、早急にこれを取進めることを適当と認められますので、本案が法律として施行されます日の一日も早からんことを切に希望いたす次第であります。幸いにして国会通過のあかつきは、本年度内可及的すみやかに公布の

上、即日にも施行いたしたい所存であります。

次に解散団体財産収入金特別会計法案の提出の理由を御説明申し上げます。

解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令に基き、国庫に帰属した現金及び現金以外の財産の処分等による収入金につきましては、従来これらの現金及び収入金をもつて外国貿易特別円資金を設け、この資金は、これら財産に伴う債務の支拂いに充てるほか、外国貿易特別会計に繰入れて貿易のために使用することとし、外国貿易特別円資金特別会計を設置して、経理して参つたのでありますが、今回この経理方法を改め、国庫に帰属した右の現金及び収入金は、債務の支拂い及び特に政令で定める経費に充てるほかは、一般会計に繰入れることにいたしました関係上、その経理の方法が根本的にかわることになりますので、現行の外国貿易特別円資金特別会計を廃止し、新たに解散団体財産収入金特別会計を設置して、その経理を明確にいたそうと存ずるのであります。

次に、新特別会計法案の従来の特別会計法と異なりますおもなる点について申し上げますれば、まず第一條におきましては、会計設置に関する事項を定め、その第四條におきまして、新会計における歳入及び歳出となるべき事項を規定いたし、第八條において、一般会計へ繰入れる額の計算方法を規定いたした点であります。しかして右以外の規定は、新会計の予算の作成、執行、繰越し及び決算等に関するものでありまして、現行の外国貿易特別円資金特別会計法及びその他の各特別会計法に規定してあります例規的な事項を定めた内容のものであります。

以上が輸出信用保険特別会計法案外四法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○川野委員長　それでは財政法の一部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。三宅則義君。

○三宅(則)委員　私は財政法の一部を改正する法律案につきまして、簡単に二、三の点を御質問申し上げたいと思うのでございます。

ただいまここに提案されたものによりますと、目節を合一せられまして、割合に簡単にしようという案でございますするが、そうすることによつて、経理内容といたしましては簡単になるかもしれません。しかし実際にこれを使う面におきまして、ほかに流用することが多くなりはしないかと思うのでございますが、その方面について政府はどう考えておられますか、一応の御説明を賜りたいと思います。

○河野(一)政府委員　財政法を改正いたしまして、従来目から節までの配当をいたしておつたのでありますが、これは一年間実行した経過によりますと、各地域担当官ごとに款項目節まで記載してやります結果、非常に事務が煩雑になりまして、経理上支障を及ぼすような傾きがありましたので、今考えておりますのは、従来節でありますものを相当程度目に上げまして、そうすることによつて目もある程度ふえるのでありますが、そういうことによりまして節に沈んでおるものの実際の経理上の支障を除くとともに、目に上げることによつて、今三宅さんのおつしやつたような点を解決しようということで、両方の面をかみ合せまして、経理の実際に即するように改正するという考え方でございます。

○三宅(則)委員　しつこく質問するわけではございませんが、私の観点からいたしますると、ときどき政府としても監査しなければならぬのでありますが、会計検査院は一体いつごろまわつて来まするか。私どもは翌月もしくは翌々月ぐらいにまわつて来まして、これを監査することが穏健であろうと思いますが、現状はどういうふうになつておりますか、一応承りたいと思います。

○河野(一)政府委員　政府の会計に関する会計検査院との関係でありますが、会計法その他の規定によりまして、政府で一定の措置をとりました場合におきましては、必ず会計検査院に通知をいたしております。会計検査院はその通知によつて、政府において流用を認めるとかいう点をチエックしまして、それと合せて実際の支出面を監査せられるわけでありますが、これはもちろん当該年度の点もやられるわけであります。大体昭和二十三年度の決算でありますならば、昨年の四月から十二月ぐらいまでの間において、いろいろおやりになつているようであります。当該年度のものにつきましても実地に監査されるわけでありますから、当該年度の分を合せておやりになるわけでありますが、決算自身は確定いたしませんので、その次の翌年度においてさらに監査をいたして、国会に報告するというような手はずのように承つております。

○三宅(則)委員　私は多少会計学のことを申して恐縮でありますが、今日の法人――個人でも同じでございますが、営利団体等においては、大体半年決算でやつているのであります。今は税務官吏の手も少いのでございますから、なか〳〵十分とは行きませんが、少くとも次の会計年度にはこれを監査するという方法をとつているのであります。たとえば半年で次の会計年度が来る。こういうことになるわけでございます。国会の方は一年ということになつておりますから、もちろん一年でけつこうでありますが、私どもは四半期ごとにもくろみをつくり、四半期ごとに監査されると思つておりますから、少くとも第一・四半期が済んで第二・四半期になつたならば、すぐに第一・四半期をやるというふうにしておりますので、政府も同じ国の政府でありますから、そこは緊密に連絡をとつて、四半期ごとにずつとやつてもらつたら、たいへんいいと思いますが、政府にそういう御構想はありませんか。承りたいと思います。

○河野(一)政府委員　政府の会計を監査いたしておりますのは、会計検査院だけではございませんで、それ〴〵各省としては監査をいたしているのであります。大蔵省におきましても財政法に基き、一般的な監査権利がございます。そして現在予算をつける場合におきましては、各四半期ごとに従来の執行の内容を見てつける、こういうふうな建前をとつております。もちろんいまだそういうことを実施して日が浅いので、完全には参らないのでありますが、現在支出負担行為、支拂計画は四半期の実情を見てやつている。そうしてその結果を会計検査院に報告いたしております。会計検査院においては、執行の都度四半期ごとに見るということは、現在の陣容等からなか〳〵困難ではありますが、すでに長い間たつたあとで監査いたしましても、当事者もかわつており、また環境もかわつているというようなことで、なか〳〵適当でない点がございますので、現在会計検査院ではできるだけ早くということで、その監査を、執行の後できるだけ早い機会においてやることを心がけておられるのでありまして、この点政府当局とも十分連絡をとつております。ことに計算証明規定であるとか、そういつたことにつきましては、おつしやつたような点に即応するように、四半期ごとにその報告をとるという形になつております。

○三宅(則)委員　私は過去のことを申し上げてはなはだ恐縮に存じますが、一体政治家諸君のことでもありますが、予算のときにはだいへんりつぱなことをおつしやるのでございます。しかしそれが決算になりますと、大体において二年前のことをやつております から、その当時のことはわからぬ。今河野主計局長のおつしやつたようにわからぬのでありますから、はなはだおもしろくない。こういう段階に至るのでありまして、これはアメリカでもそうだろうと思いますが、年度内にある一部分は監査して、事前監査と申しますか、あるいは同時監査と申しますか、少くとも会計経理の担当官は予算とにらみ合せて、また執行面においてもこれを慎重に考慮し、監査することが必要である、かように思つているのでありますから、これと関連をいたし

まして、一つ重大なことを申し上げたい点があります。この点は皆さんも御承知でありましようが、会計年度の年末になりますと、ややもすると政府は、余剰金額がある場合にはこれを濫費するおそれが多分にある。本年度あたりは当然ないと思いますが、これに対しては厳重に監督をし、また政府も心がけつつあるとは思いますが、その御構想を承りたい。

○河野(一)政府委員　従来会計年度の終りに至りまして、いろ〳〵濫費と申し上げると語弊があるかもしれませんが、会計法上適当でないような行為があつたことは、三宅さん御指摘の通りであります。そういうことがありまして、財政法及び会計法を改正いたしまして、支出負担行為を実施することに相なりまして、各四半期ごとに予算の執行の状況を見まして、その支出負担行為については大蔵省の承認を求める。それでないと予算が使えないというような現実的なやり方をいたしたわけであります。ただこの点はいろ〳〵会社でも同じような点があろうかと思いますが、年度の当初においては、年度内にどういうことが起つて来るかわからない。従つてある程度金を留保しておくということがあるわけであります。ことに二十四年度においては、予備費というものは全然なかつたものでありますから、大体物品について申しますと、一割くらいのものはあらかじめ留保しておく。それで実行の状況を見てそれを出して行くというようなことで、年度末において多少余つて、今まで足りなかつたものを買おうというような点もありますので、必ずしもその点を厳格にとがめるわけにも行かないのであります。ただ予算を余して、年度末に何か旅費に使うというようなことをやられることは、厳に慎めという通牒も出しているわけであります。

○三宅(則)委員　これに関連して、ちよつと私はこういうことを聞いたのでありますが。これは今の内閣ではありませんで、過去の内閣のときでありますが、相当年度末になりますと、納まらない品物でも納まつたことにして受取を出して支出した。こういうことが過去終戦以来一、二回あつたと考えておるのでありますが、こういうふうにいたしますと、政府みずから濫費する濫觴になる。また国民に対しても悪影響を及ぼす。これは出入り商人を初めといたしまして、経済界にもきわめて好ましい影響でないと考えるのであります。厳にわが自由党内閣においては、そんなことがないようにやつてもらいたいことを念願いたすのであります。特に御注文申し上げたいのは、会計年度の年度末に予算を残すと、来年度の予算を削られるおそれがあるというので、どの省もこれに対して全部使うような傾向があるということを聞きます。残つたら残つたでいいじやないかと私は思いますが、これに対して主計局長の御答弁を承りたい。

○河野(一)政府委員　そういう三宅さんのおつしやるようなことが、一般に各省で言われているので、残すと、翌年の予算を積算する上にそれだけ削るということになるのであります。それともう一つは、三宅さんのおつしやつた点の、現実に物が入らないで金だけをやつてしまう。これは厳に取締らなければならぬことでありますが、予算の繰越しをする場合に、いろ〳〵なめんどうな書類をつくつて出すことは、なか〳〵たいへんだということで、過去において一時例があつたようであります。そういう点は現在厳重に取締つております。それからおつしやつた予算の点もこれも程度の問題でありまして、長年見ておりますと、これはほんとうにいらなくなつたものであるか、あるいは節約した結果たま〳〵出たものであるかということは、大体過去の経験、実績その他で判定ができるのでありまして、最近においてはそういう非難が大体ないようになつている。またそのつもりで私どもも運用しているというふうに申し上げて、さしつかえないと存じます。

○三宅(則)委員　河野主計局長から大分譲譲的な態度をもつて御答弁になつたのでありますが、各省お互いに節約をいたしまして、次の事業をやる資金というほどではありませんが、一つの目標をつくる。会社にしてもなるべく剰余金を出して、一部分は配当し、一部分は次の事業の発展に充てる。こういうことが私経済ではもちろんやられているのでありますが、公経済になりますと、ややそういう線が薄くなるおそれがありますから、厳にそういうことのないように、主計局長から各省の支出官に向つて、そういう趣旨を伝達してもらいたいと考えております。私は国の財政も一会社の財政も同じでありまして、少くとも国民の税金によつてまかなわれている以上は、濫費をしないように厳重に監査制度を十分に徹底してもらいたい。これをひとつ申し上げて質問を打切りたいと思います。

○宮腰委員　ちよつとお尋ねしますが、よく一般会計から特別会計に繰入れている場合が非常に多いようですが、その際大臣なり政府当局の説明によりますと、来年度になれば必ず一般会計に返すということをたび〳〵言われておりますが、この返されている状況がはたしてどうであるか、私は疑問に思うのであります。その点を一点と、それから年度を三月ということでなく、アメリカのやり方のようにあるいは六月なり七月なりに切りかえてやつていただけば非常によい。国会もこの年度のために十二月から一月に召集する。必ずその際には国会の解散なり何なりありまして、多のまつただ中の寒いところで選挙をやるということは非常に苦痛だと思うのですから、関連しての問題ですが、年度をそういうふうに合理的に改正することができないかどうか、その二点をお伺いいたします。

○河野(一)政府委員　お答え申し上げます。最初の方の、今まで特別会計に繰入れて、なか〳〵返さないのではないか。これは通信とか、鉄道とかいうところがおつしやるような例に該当するわけであります。これはもちろん独立採算制をとる建前上、一般会計に返すのが当然でありますが、過去における終戦以来のいろ〳〵なインフレーションの時代におきましては、なかなかそういうことが事実できかねた。運賃の引上げも押えられるというような関係で、その赤字を国の一般会計から補塡してやつた。しかし鉄道収支の状況はなか〳〵改善して参らぬということで、事実問題としてなか〳〵困難である。これはしかし今後におきまして経済が安定して、企業の内容が改善されて行くに従つて、順次改善されて行くというふうに考えております。

それから会計年度の問題でありますが、これはむずかしい問題でありまして、御承知の通りアメリカは七月からになつておりますし、その他フランスは一月からでありましたか、イギリスは四月からでありますが、これも現在の日本の明治以来とつておりましたいろいろの制度なりあるいは行政の実態、あるいは政治の運営というようなものと、会計年度というものは非常に結びついておりますので、たとえて申しますれば、この次から一月までの会計年度にするということになりますと、過渡的には短かい年度ができる。そうして予算の編成もあるいは国会の開会も繰上げて、全部のものがそれに相応するごとく動かねばならない。また地方団体でも同じような事情があるというようなことで、実行問題としていろ〳〵問題になりながら困難になつておるわけであります。むしろ現在では、会計年度をそのままにしておいても、予算の実行についてそういう程度のことはできはしないか。ことに四月の冒頭から事業ができる。公共事業なんかについては、そういうふうにできるように予算の運営や執行をやれというような議論が、現在のところではまだ強いように存じておる次第であります。

○宮腰委員　局長さんから丁寧なお言葉をいただいたのでありますが、しかしたび〳〵この委員会でも、必ずこれは将来一般会計に返すということを言つておられますが、実際そういうことがこの委員会には全然報告されてないのです。こういうように委員会で記録に載つておる通り、どの問題はこれ〳〵

を返す予定になつておる、従つてその会計年度を終つた場合にはこれ〳〵を返すということを、確実に今後委員会へ御報告願いたいと思います。

○河野(一)政府委員　鉄道会計につきましては、たしか昭和二十二年でありましたか、一般会計から繰入金をいたしたことがございます。これは鉄道公社になりますときにこの分を切りかえまして、従来臨時軍事費がありました時代に、鉄道が一般会計に繰入れた金がございます。それと差引相殺したようなところもございます。まだ残つておる部面もあるのでありますが、こういう面につきましては宮腰さんの御意見のように御報告を申し上げるのが、妥当であろうというふうに考えております。

○小山委員　今度の財政法の改正にあたりまして、従来節であつたものを目に繰上げするというような監督の方法、そういうことを考慮されましたか。つまり予算配賦の場合には目から節まで配賦しておつたのを、目だけの配賦にするということでありますが、そうすると監督の立場から言うと、節の方の区分がわからなくなる。それで節の中が——あとで申し上げますが、この区分で、はたしていいかどうかというものが二、三ありはしないかと思う。それでこれを改正する御意思があるか。あるいは従来のままで。ここに見本として出しておるような、このような区分の仕方で行くつもりでありますか。

○河野(一)政府委員　従来と申しますか、現行で申しますと、たとえてみますれば「諸手当及給與金」の中に、お手元に差上げてあります特殊勤務手当であるとか超過勤務手当であるとか、それらが節にも沈んでおりますし、石炭手当、寒冷地手当、それから非常勤職員に対する給與、定員外の職員に対する給與、こういうものが特殊手当の中に一本に入りまして、一つの手当給與金の目の中に、ここに掲げてありますようなものが節に沈んでおりました。従つて監督上非常に不便であつたわけであります。こういうような特殊な手当を全部目に拾い上げております。それから十五ページの補助金、負担金、交付金というのでありますが、これは従来目では「補助負担金及交付金」という目になつておりまして、その中の節がいろ〳〵こまかくわかれておつたわけであります。何々団体補助であるとか、あるいは何々会補助金というふうに現在まで節になつておりましたが、これを目に、従つて節以下は各省大臣の責任にまかされておりましたので、場合によりましてはある補助金と他の負担金がいろ〳〵流用されることがありましたが、今回の改正におきましては、おの〳〵何々団体補助、何々負担金、あるいは交付金というものを目にその対象を明らかにして上へ出しました。そうして節の整備をいたしますとともに、その監督上必要な分を目に上げまして、そしてかえつて監督がしいいようにいたそうというふうに考えておる次第であります。

○小山委員　それでわかりました。この表は現行の表でなくて、今度改正されようというのでありますが、ただこの場合に、なお若干変ではないかと思いますのは、第一ページにありますところの「職員基本給」という中に、俸給と扶養手当、勤務地手当と一緒になつているということは、たとえば余剰金が出た場合に、ほかのものに流用可能な事柄になるわけであります。そういうふうなことがはたしていいのかどうかということ、それから物品費の中に備品費と、消耗品費とが一緒になつておる。これもはなはだおかしいのではないかと思います。普通の会社経理のように、備品費と消耗品費は明らかにわける。備品費を消耗品費とが一緒になつておつて、それを各省各庁の長が流用できるという制度は少しおかしいじやないか。備品費と消耗品費は目の中に繰上ぐべきものではないかと思いますが、その点はどういうふうにお考えになりますか。

○河野(一)政府委員　基本給の中に俸給、扶養手当、勤務地手当と三つあるわけでありますが、このすべてのものはおの〳〵職員の給與の実態で現われて来るものでありまして、たとえて申しますれば、職員の俸給をそのときの現員現給で支出されるわけであります。扶養手当は家族の状況によつて家族がふえればふえる。それから勤務地手当も、その勤務地の区分に従つて三割から一割までということになりますので、かりに不用が出ましても、お互いの間は実際問題として使うことはできない。対象がはつきりしておるから使えない。ただこの金をよその方に持つて行く、ほかの経費に持つて行くということになりますと、これは大蔵大臣の承認がいりますので実際問題としてむずかしいのでございます。

それから物品費の中を備品費と消耗品費とにわけることでありますが、これは企業会計経理でありますと、おつしやるような議論になる点もあろうかと思うのであります。政府の会計におきましても、この備品の方は物品会計規則の適用を受けますし、消耗品の方はその適用がないわけでありますが、ただ消耗品費におきましても、まだ拂い出さない場合におきましては、物品として取扱われるというような面もありますので、現実の官庁の会計といたしましては、その両方を相類似して使つておるというようなことで、便宜一緒にいたした次第であります。各種の事務用品あるいは文房具類というようなものも、これが物品会計官吏のところにあります間は物品として取扱われ、これを一般の職員のところに配付されると消耗品として取扱われるというようなわけで、多少相関連したものがあるので、こういう取扱いにいたしたわけであります。御趣旨の点はごもつともな点でありますが、ただ全般的にもう少し研究を要すべき点もございますし、急激に現行の区分に大変革を加えるということも、今までなましました会計官吏が混乱されるというようなこともございまして、一応過渡的にこういうふうな取扱いにいたした次第であります。御趣旨の点は十分研究してみたいと思います。

○小山委員　これは十分研究していただきたいと思います。というのは、監督上非常に妙なことが起りはせぬか。極端な場合を申しますと、自動車を買うという予算を立てておいて、自動車をやめて全部ガソリンに流してしまつても、これは財政法上は一向不当ではないという結果になろうかと思うのであります。この備品費と消耗品費のわけ方というものは、備品費の中にも直接備品として上げていいかどうかというものもありましようけれども、その辺はよほど御研究の必要があるだろうと思いますので、将来これがまた問題になつたときのことを考えて、一応速記録にとどめさしておいていただきたい、こう思うのであります。

○川野委員長代理　竹村奈良一君。

○竹村委員　一点お尋ねいたしたいと思います。大体従来の予算で、科目の流用がどの程度行われておるかということを伺いたいと思うのであります。

○河野(一)政府委員　目の間の流用は、現在では全部大蔵大臣の承認を要することになつております。ただものによりましては、そう弊害のないと思われるようなものは、たとえば人件費相互の予算につきましては、ある程度包括的に流用を承認するというようなことにいたしております。ただ原則として人件費から物件費に持つて来るというようなこと、あるいは物件費から人件費に持つて行くというようなことは、原則的に認めないという方針で進んでおります。

○竹村委員　その原則的に認めないといわれておることが、各出先等においては行われておる事実が相当あると思うのですが、これに対して一体何件ぐらいあつて、それの取締りはどういうふうにされたか。ひとつそれを具体的にお伺いしたいと思います。

○河野(一)政府委員　ただいまどの程度あるかちよつと存じておりませんが、流用の問題はすべて大蔵大臣の承認を要するわけでありますので、決算書においてはすべてこの流用の関係が現われて参ります。大蔵大臣はその裁量によりまして、流用の承認ができるのであります。これは合法かと思いま

す。大蔵大臣の流用承認がなくて、各省大臣がかつてにやつたというような例は非常に僅少でありまして、おそらく昭和二十三年度予算においても数件にとどまると思います。二十四年度予算につきましては、予備費がありませんでした関係上、相当大幅に流用を認めるというような実情もやむを得なかつたのでありますが、原則的には、物件費から人件費に持つて行く、あるいは人件費を物件費に使うというようなことは、大蔵大臣としてもできるだけこれを避けるという方針で進んでおるわけであります。ただやむを得ざる場合においては、その事態をよく調査いたしまして、これが流用を承認するかいなかをきめておる次第であります。

○竹村委員　もちろんこれは本省におきましては、そういうことは厳重にやられておるかもしれませんが、各出先機関におきましては、往々にしてそういうことが非常に問題の種になつておるのですが、出先機関の問題については一体どういうふうに、どのくらいあるか、調査せられたことがありますか。また問題になつたこと等がありましたらお答え願いたい。

○河野(一)政府委員　これは私どもの立場において申し上げますれば、書面で得まして、これを適当であるかどうかを判断するのでありますが、その末端機関において、語弊はありますが、その書類を適宜の書類をつくるというようなことがありますれば、これは実地に監査しなければわからぬ次第であります。たとえて申しますれば、から出張をいたしまして、それでもつてかりにいろ〳〵な経費が出たというようなことがあるといたしますれば、これは実地に監査いたしませんとわかりません。この点につきましては大蔵省自身財政法上に基く監査の権限をもちまして、時に応じて予算の目的に合致しておるかどうか、あるいは会計法上に照じて適当であるかどうかということを、監査いたしておるのでありますが、会計検査院といたしましては、全面的にその実情をお調べになる次第であります。そうしてその結果は決算報告書において、これ〳〵の支出がある。大蔵大臣の承認なしに流用いたしておる。あるいは予算外の目的にこれを使用しておるということが、検査報告として出まして、そうしてそれに基いて国会において判断を下されまして、適当な処置をとるという建前になつておる次第であります。

○竹村委員　今度はこの法案によりますと、大体節は一応廃止するとしておりますが、簡潔にするのだということでございますが、そういたしますと、かえつてたとえば詳細な点がここに上らないので、ある程度自由に出先は使えるようになるのじやないかと思いますが、その点に対するお考えはどうですか。

○河野(一)政府委員　これは私どもは、この逆な立場に考えております。目が今まで二十二であつたと思いますが、その下にたくさんの節がございまして、節というものは私どものところではよくわかりません。従つて目の以下にある限り相当かつてに使えるということになるのでありますが、今回は節に沈んでおるものを目に上げて行くという考え方をしておるのであります。従来でありますならば二十二、三のものが二十六、わずかしかふえないことになります。たとえて申し上げますれば、先ほど申し上げました補助金、負担金及び交付金というものは一つの目であり、その下に何々団体、何々負担金というのが節にだん〳〵沈んでいるのでありますが、おの〳〵その何々団体補助とか、何々費の交付金とかいうものを目に出しておりますので、目の実際上の種類とかあるいは効用というものは非常に大きくなります。それから効用も発揮されるということで、かえつて監督上よくなるというふうに私どもは考えております。

○竹村委員　そうすると今大体目が二十二のものが今度は二十四になると、二つくらいしかふえないのですね。

○河野(一)政府委員　一般会計では二十六ばかりでありますが、私の申し上げましたのは、たとえば十四ページの委託費なんかを見ていただきますと、これは従来は目に表われておりません。節でありましたが、これを目に表わしましてそうしてその中に何々試験の委託費、あるいに何々研究の委託費というものをおの〳〵個々の委託費を目に上げて行く。従来でありますと節の中に沈んでおりましたから、同じ委託費の中でもAの人にやる委託費と、Bの人にやる委託費をお互いに流用することができた。それからまたその委託費でもつてほかの方の経費を出すこともできたということが、今回はAの委託費あるいはBの委託費、おの〳〵別の目になつて表われておる。同じ需要に表われておる委託費でも、これが幾つもの目に表われるわけでありますから、非常にその点が従来よりも監督上便利になるというふうに考えておるわけであります。ただ単に形式的な目の名称の数だけではないということになると考えております。

○竹村委員　それではもう一つお聞きしたいのですが従来のもので見ますと、たとえば人件費等におきましては、これを見ておると大体級別に想像がつくのですが、今度こういうふうにされた場合に一括して人件費というようなものが出て来て、たとえば職階制による賃金なんかは一見してわかるようにわれ〳〵は考えておるのですが、これはどうですか。

○河野(一)政府委員　おつしやる人件費の問題について、職階制との関係でありますが、職階制がまだ確立いたしておらないがために、各級別の人員を各項で表わすということがちよつと困難なような状況になつております。ただ本年の予算書にもございますが、各所管を通じまして一級の人間が幾人、二級の人間が幾人というふうに、一級から十五級までの予算積算の上の級別の計数というものが予算書についておりまして、ただ各項別の計数がついておらない。しかしこれは職階制確立につきまして、その通り予算書に表わすべきものだと思つております。従来の戦争中の予算でも役人の高等官が何人、判任官が何人、雇用人が何人ということがちやんと書いてありまして、単価も出ておつたわけでありますから、いずれはそういうふうになろうと思うのであります。現在の行き方といたしましては、一級から十五級までを通じました各省の各局別の現級の単価をとりまして、そうして人数を出しておりまして、将来はおつしやるようなところに、あるいは節以下のところへ組めるようにして行くことに相なろうかと思つております。

○川野委員長　それでは財政法の一部を改正する法律案に対する質疑はあとまわしにいたしまして、この際ちよつとお諮りいたします。

ただいままで予備審査中の証券取引法の一部を改正する法律案につきましては、昨十三日本付託と相なりましたので、本日より本審査に切りかえて質疑を続行いたしたいと思いますが、この点御異議はありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○川野委員長　御異議がないようですから、証券取引法の一部を改正する法律案及び造幣局特別会計法案を一括議題として質疑を続行いたします。小山長規君。

○小山委員　条文を忘れましたが、今度の改正法案によりますと、会社は決算の場合に公認会計士の監査を受けなければならぬという規定があつたと記憶しております。それはどういうふうな——たとえば資本金幾ら以上というようなことで実施をされようとしておりますが、さしあたりどの程度の資本金からこの公認会計士の監査を受けさせようというおつもりでありますか。それをひとつ伺つておきたいと思います。

○湯地政府委員　ただいまの御質問は、おそらくこの第百九十三條の二というところに「証券取引所に上場されている株式の発行会社その他の者で証券取引委員会規則で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類には、その者と特別の利害関係のない公認会計士の監査証明を受けつております。

なければならない。」この規定の御質問だと思います。この「公認会計士の監査証明を受けなければならない。」となつておりますが、御承知の通り現在の公認会計士の数が百五、六十名でありまして、この法律によつて全部公認会計士の監査を受けしめるということは、なか〳〵実際問題として困難である。それで委員会規則で定めるものが云々ということで、委員会規則によりまして公認会計士の監査能力等々と関連いたしまして、この監査証明を受けなければならないものをだん〳〵指定して参ろう、こういうふうに考えております。そうしてこの前この席でお答え申しましたが、ただいまさしあたりといたしましては、一応上場されておる会社で資本金が五億円以上のもの、あるいは五億円以上でなくても、株式の募集もしくは売出しをしようとするものが五億円を越えるものというような、さしあたり五億円程度で線を引いてみたい、こういうふうにただいまは考えております。

○小山委員　五億円以上の会社ということになりますと、そうたくさんはないのでありますが、ただここで若干希望的に申し上げておきたいのは銀行の場合であります。銀行は御承知のように大蔵省の厳重な監督を受けておりますと同時に、銀行法上の種々な制約を受けておるのでありますが、銀行の場合にも、やはり公認会計士の監査を受けなければならないとお考えになつておりますか。あるいは銀行の場合は、それは証券取引委員会の規則によつて当分これは免除してもよいとお考えになつておりますか。その点を伺つておきたいと思います。

○湯地政府委員　この問題は、実はこの前の百九十三條に、この委員会に提出する書類について、その様式とか用語とかあるいは作成方法を委員会規則で定める。その方法によつて書類は出してもらう、こういう規定があるのでありまするが、これについて銀行法だとかあるいは信託業法だとか、あるいはそういう特別の法律によつて書類の様式等がきまつておるものがあります。それらについてはさしあたりその様式を使つて、それ以外のものについては委員会規則で定める様式を使つて行こう、こういうふうに考えております。それと関連いたしまして、銀行のように、銀行法で特別の様式等が規定されておりまするし、さらにその上銀行検査官が検査をやつておるというような、言いかえれば十分な監督を受けて、またその規定された様式のもとに出して来るような銀行については、委員会規則でこれは当分公認会計士の監査、署名を免除しよう、こういうふうに考えております。

○小山委員　ただいまの御説明でよくわかりましたが、それは法律上のいろいろな制約があり、あるいは用語あるいは様式、その書類の作成方法によつて法律上きまつておるものだからというお話でありましたが、そういたしますと銀行以外のもの、たとえば信託銀行、これは一つの銀行ではありますが、信託銀行も含むつもりでありますか。あるいは信託以外の企業会社についても、そういうことを考えておるものがありましようか。もう一つあわせてお伺いいたしたいと思います。

○湯地政府委員　お答え申します。この様式云々という問題とは直接は関係ないのでありますが、法律等できまつた様式で出すことをさしあたり認めるものの中で、やはり主務官庁等で十分検査、監督をいたしまして、他面一般の投資者保護に欠くるおそれのないようなものについては、これに関して特殊な監督を考えてみて、できるだけ公認会計士の手を省くという趣旨から考えまして、銀行等はその一番著しきものだと思いますが、そのほかに及ぼすかどうかということは、この経営の状態、それに対する監督の強さというところから判断して参ると、必ずしも銀行に限るとは考えておらないので、公認会計士の現状、数等から見まして、一面一般の投資者の保護に欠けない範囲内において、しかも会社自体にいたずらな手数をかけない趣旨で、選定して参りたいと考えております。

○川島委員　造幣庁特別会計法案に関しまして、ちよつと二、三お伺いをいたします。この特別会計法にあります事業は、言うまでもなく「貨幣、章、記章、極印、合金及び金属工芸品の製造、貴金属の精製、配給及び品位の証明並びに鉱物の試験」こういう業務を行うようであります。そこで参考のためにお伺いしたいのでありますが、現在の日本で政府が発行いたしておりまする補助貨幣の種類とそれから量、これはどのくらいになつておりますか。念のためにお聞かせを願いたい。

○佐藤(一)政府委員　お答えいたします。現在の流通高並びに手持高、これを合計いたしましてまず五円が枚数にいたしまして三億六千四百二十一万二千枚、金額にいたしまして十八億二千百六万円、それから一円が枚数にいたしまして、三億千九百二十七万枚、金額が三億千九百二十七万円、それから五十銭が枚数にいたして十億五千二百三十万八千枚で、金額が五億二千六百十五万四千円、それから十銭が枚数にいたしまして十七億六千五百四十二万枚、金額にいたしまして一億七千六百五十四万二千円、五銭が枚数にいたしまして十億六千五百九十万枚で、金額にいたしまして五千三百二十九万五千円、一銭が枚数にいたしまして四十九億五千八百二十万枚、金額にいたしまして四千九百五十八万二千円、なお五厘が二千九百八十万枚で十四万九千円というのがございます。これはいずれ資料にして差上げます。

○川島委員　そのついでに、資料がありましたら参考にこれをお伺いしたいのでありますが、五円以上が十円、百円、今回の千円、それからまた一説によりますと、近く五百円札をつくつてはどうかというような意見も、政府で強く出ておるということでありますが、その点はどうなつておりますか。参考のために聞かしていただきたい。

○河野(一)政府委員　今年度の印刷庁の紙幣の計画といたしましては、五百円札、二百円札というものはつくる計画にはなつておりません。目下研究はいたしておりますが、予算的にそういうことは今予定いたしておりません。

○川島委員　最近の日本経済の実情、それから物価の実態、取引の実情等から言いまして、円以下の端数は何か法律をもつて切捨てて、こういつた補助貨幣も現在いらないのではないか。ことに五銭、一銭、五厘というようなのは実際の取引の上においてまことに迂遠な存在ではないかという議論もあり、また政府の中にもこの端数問題について、相当熱心な研究をされておるという話も承つておるのでありますが、その点の事柄については、どういう御見解を今お持ちですか。

○河野(一)政府委員　国庫金の端数は一銭で限られているわけでございます。これを一円以上ということで、法律案を最近の機会において提出いたすつもりであります。ただ完全に一円で切り捨てあるいは切上げることは、いろいろ支障もございます。たとえて申しますと、現在食糧等の配給におきましては、一円未満の金を使つているような実例もございますので、過渡的に最近におきまして五十銭を上下切り捨て、切上げというようなことを政府は考えております。これは暫定的でありまして、いずれ近いうちには、これを一円ではつきりけりをつけるというふうに持つて行きたいと思つておりますが、ただいまのところ五十銭をもつて四捨五入して、切り捨て切上げをやるというふうに考えております。

○川島委員　先ほどの発表によりますれば五厘銭が出ておる。これは流通しておるのでありましようし、また手持もあるのですが、実際において民間で活用されておるでしようか。私どもその点はまことに不思議に思うのですが、その実態はどういうふうになつておりますか。

○河野(一)政府委員　流通しておると申しまするよりも、返つて来ないわけであります。ほとんど骨董品みたいに扱われておりまして返つて参りません。以前から厘を使うことには問題がありまして、現在まれな例でありますけれども、政府へ五厘銭が入つて参り

ますと、これを一銭になるまで持つていると云う古めかしい規定があるわけであります。そういうことで実際は流通していない。政府で持つているものも、一銭になつたら納めて、そこでけりをつけまして廃してしまう。こういう事態になつているわけであります。

○川島委員　それの回収の場合に、特別会計には準備金を持つているわけでありまして、準備金というのは、発行した額と見合つて置くということになるようでありますが、回収を開始して、しかも回収にならない。そうすると、その間にそれだけ準備金の余裕ができるということになるのではないかと思うが、その余裕金はどういうふうな形で処理をされることになるのですか。

○河野(一)政府委員　発行高の相当ございまするものは準備金として持つわけでありますが、それが回収されない間は市場に流通いたす。もしけりをつけるといたしますれば、何月何日以降はそう貨幣は法定の通用力がないということにいたして、一定の期限をつけて回収いたす。出て来なかつたものは利益になる。この措置は別途考えることになると思いますが、ちようど紙幣につきましても同様な問題があるのでありまして、同じように扱わるべき問題であろうと思います。ただそういう法定の措置をとりますまでは、一般に流通しておるというふうに考えております。

○川島委員　またとつぴなお尋ねですが、五円以下の補助貨幣、これは今紙も相当高くなつているし、印刷代もさだめし高いだろうし、工賃も上つているというようなことで、五円を一枚刷るためにはどのくらい原価がかかるか。そんなことについて、お手元に資料がありましたならば、一応具体的に示してもらいたい。

○河野(一)政府委員　お札の方で申しますと、千円札一枚刷りますのに四円二十銭かかります。百円札が四円かかります。十円札が三十三銭。一円札が十九銭。十銭札が九銭七厘七毛ということに相なつております。それからコインの方でありますが、五十円製造経費が十六円八十六銭。十円が一円八銭三厘。五円が八十五銭四厘。一円が七十二銭。こういう計算になつております。

○川島委員　なるほど十銭札を刷るために九銭何ぼかかるとえらいことになるということはわかつたのですが、そこでさらにお伺いしておきたい。特別会計で行います章は、記章、極印、工芸品の製造、これはもつぱら政府の用途に使うものでありますか。一般民間からの工芸品の製造依頼などにも応じて行くわけでありますか。その点はどうなんですか。

○河野(一)政府委員　これは主として民間からの受託に基きます。造幣局は相当技術を持つておりまして、一般民間の受注に応じていたしております。

○川島委員　そういつた民間の需要に応じて、年間どのくらいの収入を得ておりますか。

○河野(一)政府委員　年間にいたしまして、大体三千万円程度受託を受けております。

○川島委員　特別会計のことについては、また後ほどお伺いしたいと思いますが、ついでに証券取引法の問題をお尋ねいたします。先般も小峯君が触れられたようでありますが、五十万円の準備資産を持たせるということがある。五十万円以下に対しては、免許を取消すという形になつている。しかも今日の経済の実態、資産再評価などが行われるときにあたつて、非常に大切な他人の証券、あるいは現金を相当扱つて行きまする業者に、今の経済通念からして、さらに資産再評価等を考えた場合に、五十万円程度ではたして証券業者としての信用と言いますか、資産的な裏づけとなるべき何らの心配がないものかどうかということについて、私ども多少疑念があるのでありますけれども、実態についてはあまり詳しくいたしておりませんので、その点は政府はどういうふうに考えられておりますか。それからもう一つは二年間の余裕を置いた。今五十万円なければ非常に弊害が多いのだ。従つて五十万円にくぎづける。しかも五十万円は今後二箇年の間に資産を持てばよろしいということになると、現在は五十万円以下ではそこに弊害が多い。しかし特別に二箇年間は猶予するとなると、今後の二箇年間だけはあまり弊害がないという変な矛盾したことが起る。何ゆえにこういう二箇年という長い期間をこれに充てなければならなかつたかということについての、もう少しく具体的な、率直な見解を表明しておいてもらいたいと思います。

○湯地政府委員　証券会社の登録申請の要件として、並びに証券会社が常に維持する要件として、純資本額五十万円という金額は、現在の経済情勢から見て少くはないかというお尋ねのようでありますが、これは御承知の通り純資本額でありまして、会社の総資産の中から、不動産その他の固定資産を差引きまして、さらにそれより外部の総負債を差引いた残りが、いわゆる純資本額でありまして、これが五十万円を維持しなければならないということでありまして、これはほんとうの意味のネットに残る自由にできる流動資産ということになりまして、実はこの資格の制限をきめる場合に、こういうような純資本額で行くべきか、あるいはもつとわかりよく会社の資本金額で行くべきかと、こういう考え方があるわけでありますが、ただ会社の資本額で行きますと、かりにその会社が一億円の会社でありましても、相当損をしあるいは債権が固定してしまつて取れなくなつておる。言いかえれば、純資本の関係で、五十万円を割るというような場合でも、資本金額で押えますとこれは一定の金額でありまして、会社の内容等は直接それに響かないというようなみがあります関係上、いわゆる純資本額ということで、総資産の中から固定資産を引き、さらにそれから外部に対する負債総額を引いたその残り、これは始終動く数字でありますが、これだけを維持せしめるということの方が、実質的であるというような意味で、純資本額を條件といたしたわけであります。この五十万円と言いますと、名目的には少いようにお感じになると思いますが、会社が相当大きな仕事をやつておりますと、特殊の値下り等がありますれば、すぐこれを割るおそれがあるので、これを維持せしめるということが、実質的であるというふうに考えておるのであります。それから現在の証券業者について、純資本額五十万円をただちに実施しないで、二箇年間の猶予を與えたという点につきましては、これは御説の通り、われ〳〵といたしましても二箇年は、一番おそくて二箇年というつもりでありまして、できるだけ早く純資本額五十万円を維持するように指導はして参りたい、こういうふうに考えております。ただなぜその間の余裕を置いたかと申しますと、これは昨年の九月決算で調べた証券会社の中で、純資本額五十万円以下のものが約三九%ありまして、約四割近い証券会社が、当時においても純資本額五十万円というものを維持していないというような状態でありまして、ことに最近のように株価が低落して参りますと、さらにその維持は困難になるだろうという状態になつて、それを一挙に実施いたしますと、そういう証券会社については営業の停止、もしくは登録の取消しをするということになりまして、かえつて混乱を起しまして、その整理を強行することになると、顧客に対して不測の損害を與えるということも心配されますので、一応最大限として二箇年、こちらとしてはできるだけ早く指導をし、これを維持するようにさして参りたい、こういうふうに考えたわけであります。

○川島委員　先般もちよつと私が強く触れたのですが、この取引法の一連の中に、例の新聞、雑誌等に関する評論に対する罰則、こういう問題は、どうもいまもつてあつて益なきものではないかという感じをいたしております。こういう法律をつくつたがために、出版者あるいは新聞発行者と政府の間に、あるいは、証券業者との間において、いろいろ疑義が生ずる場合が多くて、かえつて煩雑になつて、しかもあまり益

がない、こういうことになるのではないかと私は思いますが、政府はそれでもこの條文はどうしても置かなければならないという、強い考えを持つておるのかどうか。私はどう考えましても、この條文だけはない方がいいのではないかといまもつて考えておるのですが、その点いかがでございますか。

○湯地政府委員　この第百九十一條の二の問題でありますが、この前もお話があつたのであります。われ〳〵といたしましては、この趣旨はどちらかと申しますと、相当経済界において有力な方々、その人の意見が非常に有力に影響するというような人の、会社等に対する批評あるいは論説というものが、かりに対価をもらつたことによつて、多少誇張されて書かれるということでありますとその影響力が強いだけに、投資者一般に対して悪い影響を及ぼすということが考えられますので、むしろそういうことのないようにいたしたいということが、主たる目的でありまして、御説のように本人と証券会社あるいは発行会社との間に、なれ合いで対価をもらつたことを隠して書くということは、あるいは二流、三流の雑誌等の執筆等の場合にあるとも考えられるのでありますが、そういう雑誌に載つたものについては、かりに対価をもらつておりながらもらつていないような形で出ましても、外部に対する影響はそう大きいものではない。むしろ有力な新聞、雑誌、あるいは有力な方々の意見等に、そういう間違いがないということが、投資者の保護のために必要である。こういうふうに考えておるのでありまして、こういう規定がありますれば、自然そういう有力な方々、あるいは有力な新聞、雑誌等においても、従来よりはもつと自粛されることになるのではないかという意味で、そういう効果を期待しておるのであります。

○川島委員　そうするとこういう場合はどうしますか。たとえば、ある有力な会社が出資をし、または援助をしておる新聞、雑誌が、その会社のことについて評論をした場合、今の條文に直接触れるものかどうか。またよくあることでありますが、ある雑誌もしくは新聞が、有力無力は別として、一定の会社とある一定の機関を通じた広告を契約しておる。広告を契約されるのでありますから、その雑誌、新聞社はその広告主に対して好意も感ずるであろう。その結果として実際問題としてその会社の評論を書いてくれるといつた場合には、直接の対価の取引はないが、間接にはあることになる。その場合にはどういうふうに扱いますか。

○湯地政府委員　最初の御質問に対しましては、この場合にはこの規定には触れないと考えております。

それから後段お話になりましたものについては、実はこの法案をつくる際に、それが問題になつたのであります。当初、直接もしくは間接に対価を受け云々という原案もあつたのでありますが、そういたしますと、この境目は非常に微妙な関係がありまして、取締りの際においてもいろ〳〵困難を伴いますし、また現在のわが国といたしましては、少し行き過ぎと考えられましたので、「直接もしくは間接に対価を受け」という言葉をとりまして、単に「対価を受け」といたしたのであります。これはいわゆる直接に受けたという解釈になるわけでありまして、ただいまのように間接に受けたような場合には、それに該当しないと考えております。

○川島委員　この前も触れたのですが、一体新聞、雑誌が会社の評論をする場合に、これは優良でございますと、明らかに活字に表明して評論をするということがあり得るかどうか。この問題なんです。そういうことは社会通念ではないのにもかかわらず、こういう條文を設けるということは、私としては自由であるべき言論、文章に対して、無用の干渉をしておるのではないかという感じもいたさないわけではない。まだ納得の行かない点がありますけれども、時間がありませんので、この程度で一応打切つておきます。

○内藤(友)委員　私は資料を請求したいのであります。解散団体財産收入金特別会計法に関して、こういう資料はできないものですか。すでに解散を命ぜられた団体で、解散を命ぜられたときにおけるその団体の全体の資産はどれだけか。それが清算事務をやつてから、ほんとうに姿がなくなつてしまつたそのときに、財産の余りがあつた、それをこの特別会計に入れようというのでありますが、それが幾らか。またその中間の解散のいろ〳〵な事務処理をやるのに、どれだけの経費がいつたか。すでに解散してしまつた団体二、三について、こういう資料がありましたらいただきたいと思います。と申しますのは、解散を命ぜられましてもだらだらとしまして、解散時に多少財産を持つておつたのを清算事務で食つてしまう、火事泥をやるというのを時折私ども聞くのでありますが、これが実際解散したものについてどうなつておるか。これを実は見たいので、なるべく私どもの見たいような都合のいい材料をちようだいしたいと思う。

○佐藤(一)政府委員　できるだけ御希望に沿いたいと思います。

○奥村委員　本日提出された議案にからんで、三特別銀行、農林中金、商工中金の現在までの貸借対照表、預金高及びおもな株主というような資料を、提出願いたいと思います。

○小山委員　今日提案されましたものに関連しまして、二十五年度に必要な長期産業資金、これを設備資金、運転資金にわけて、それの調達方法つまり資金源をどこに求めるか。つまり見返り資金、預金部、銀行預金、個人の直接投資、法人の社内留保というようにわけた資料をいただきたい。それから銀行等の債券発行等に関する法律案の中でありますが、第十條と第十四條の計算例をお示し願いたい。

○川野委員長　それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

昭和二十五年四月二十一日印刷
昭和二十五年四月二十二日発行
衆議院事務局
印刷者　印刷庁